

アウトドアアクティビティを活用した誘客促進事業業務委託仕様書

1 趣 旨

本業務は、旅行会社等に対して、鳥海山の魅力や周辺のアクティビティ等を紹介することで、鳥海山を中心とするエリアへの誘客と広域周遊観光の促進を図るものです。

2 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 2 7 日（金）まで

3 事業内容

(1) 実施概要

- ア 期 間 令和 7 年 7 月～9 月の 2 泊 3 日程度
- イ 実施場所 鳥海山及びその周辺
- ウ 被招請者 旅行会社やメディア等 5 社 5 名程度

(2) 被招請者の選定

旅行商品の造成を行う旅行会社等を被招請者として選定し、今年度中の旅行商品造成を促してください。また、提案に当たっては、選定理由を明記することとし、選定に際して秋田県への誘客実績を考慮するとともに、旅行商品の造成件数等を本事業の KPI として提案してください。メディア等の場合は招請者に応じた KPI を提案してください。

(3) 招請行程の提案

鳥海山が所在する地域のアウトドアアクティビティ及び食や文化等の観光コンテンツをツアーに盛り込み、旅行商品の造成に直接結びつくツアー内容をモデルコースの事前調査を実施の上、提案ください。

※アウトドアアクティビティの例 パドルスポーツ、サイクリング、星空観賞 等

(4) 招請ツアーの実施（7 月～9 月）

鳥海山周辺地域の魅力を的確に捉え、誘客にどのように活用するかという視点で招請ツアーを実施してください。

具体的な業務内容は以下のとおりです。

- ・参加者の最寄り駅からの往復における交通手配
- ・ツアー実施に係るガイド及びバスの手配
- ・参加者 2 泊 3 日に係る宿の手配（朝夕食付き）
- ・参加者の昼食の手配（3 日分）
- ・商談会実施の手配
- ・その他実施に必要な手配

※ツアーの実施には地元自治体と調整を図ってください。

ツアー実施に係る交通費等は全て委託費用から捻出してください。

(5) 商談会の実施

招請期間最終日に、招請した旅行会社等と視察先の事業者等による商談会を 2～3 時間程度実施してください。なお、商談会の運営方針（商談会への参加者数、商談の成立件数等の KPI を含む）について明確に提案してください。

(6) 招請ツアーの分析等

被招請者へアンケート調査を実施し、今後、当該エリアへの誘客を図り、旅行商品を造成していく上での課題等を分析し、報告してください。また、参加者に必要な情報提供等を適宜行うことにより、旅行商品の造成に向けたフォローアップをしてください。

(7) 業務完了報告

実施した業務の内容について、評価・考察（成果のまとめ、課題、解決策、今後の展開等）を盛り込んだ業務完了報告書を作成してください。成果のまとめについては、旅行商品造成の実績（実売は令和7年度以降でも可）について報告してください。また、旅行商品が造成されなかった場合は、その理由を聞き取り、報告書に明記してください。なお、報告書は現地観光関連事業者等へフィードバックを行う前提で作成してください。

4 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

ア 受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または、請け負わせてはいけません。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出して委託者の承認を得るものとします。

ウ 受託者は、上記イにより、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めてください。

(2) 業務の履行に関する措置

ア 委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合があります。

イ 受託者は上記アの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で提出しなければなりません。

(3) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはいけません。また、契約終了後も同様とします。

(4) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとします万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応してください。

(5) その他

この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとします。